

連絡先:〒445-0853

愛知県西尾市桜木町 3-51-3 林ビル 2階

電話 : 0563-53-0220 FAX : 0563-53-0222

e — m a i l : inoue@aisan-law.jp

# あいさん事務所便り

## 自筆証書遺言の保管制度がいよいよスタ ート!

#### ◆自筆証書遺言が書きやすく

改正相続法関連の目玉のひとつ、自筆証書 遺言の保管制度が7月10日からスタート。

自筆証書遺言の方式が緩和されたことは、 令和元年7月号の事務所便りでお伝えしました。以前は、遺言書の全文を自書する必要がありましたが、改正によりパソコン等で作成した目録を添付したり、預金通帳のコピーや不動産の登記事項証明書を目録として添付したりして遺言を作成することができるようになったのです。

#### ◆自筆証書遺言のリスクをカバーする制度

ただ、自筆証書遺言が書きやすくなったということは、反面、遺言書の偽造のリスクも上がったということ。そこで、そのリスクをカバーする制度でもある自筆証書遺言の保管制度の登場です。

今まで、自筆証書遺言は自宅で保管される ことが多かったです。そうすると、偽造だけ でなく、遺言書を紛失したり、隠されたり捨 てられたりするリスクもありました。

今回、公的機関の法務局が、遺言者の本人 確認をしたうえで遺言書を保管する制度がで きたので、これらのリスクを回避できるよう になりました。また、自筆証書遺言は、家庭 裁判所での検認という面倒な手続を経ないと いけないのですが、保管制度を使うと検認が 不要になるというメリットもあります。

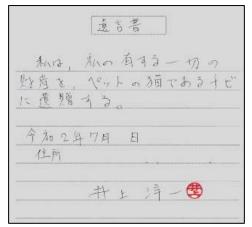
# 自筆証書遺言の保管制度、実際に体験して来ました

#### ◆7月10日に一番乗りで申請へ

手続のネット予約をし、実施日初日の7月10日朝イチに、名古屋法務局 岡崎支局で自筆証書遺言の保管制度を申請して来ました。

#### ◆法務局は遺言書の内容にはノータッチ

まず提出したわたしの遺言がこれ。ペットの猫へ全財産を遺贈するというもの。大事なペットとはいえ、現行法上は動物はモノです。モノに権利能力はないので無効な遺言。だから、当然に受付ではじかれるかと思いきや……。



なんと、「受け付けます」とのこと。担当官が、 上級庁の名古屋法務局に、名古屋法務局がさら に東京法務局に照会した上での結論でした。法 務省のサイトにも「遺言の内容についての質 問・相談には応じることができません」とある とおり、遺言書の内容は一切タッチせずに受け 付ける運用だそうです。

◆法務局がするのは形式面のチェックだけ

遺言の日付を7月「吉」日と書こうとしたら 「明確でない日付だと無効です!」と怒られた ので、法務局は日付などの形式面だけはしっか りチェックしてくれます。

とはいえ、内容のチェックはしないので、自 筆証書遺言の保管制度は、あくまで「遺言らし きもの」を保管してくれる制度と捉えるべきの ようです。それでも、必要な形式のチェックは されるので、無効な遺言は減ることと思います。 何より、遺言者の死後に法務局が相続人や受遺 者に遺言を保管していることを通知してくれ る仕組みが便利です。

#### ◆保管制度のお値段

申請手続にかかった時間は正味 30 分程度。 わたしの自筆証書遺言が、名古屋法務局 岡崎 支局の第1号です。とはいえ、先ほどのペット への遺言はやめて、法律的に有効な遺言書に差 し替えましたが(苦笑)

気になるお値段は 1 通 3,900 円。「保管だけで 3,900 円?ちょっと高いかなー」とも思っていましたが、専門の保管官さんが形式チェックをしてくれて、かつ法務局が死後に相続人等に通知までしてくれると考えると、かなりお得な制度なのではと感じました。

## 自筆証書遺言の保管制度の良い点と心 配な点

#### ◆心配な点は内容面のチェックがないこと

法務局では内容面のチェックは一切無いので、遺言が法的に有効かどうかは分からずじまいです。後日、遺言の法的な有効性や遺言能力をめぐって争いが起きるリスクは残ります。

自筆証書遺言の保管制度を利用する際は、紛争防止という点から、弁護士や司法書士などの専門家にアドバイスを受けることが適切です。 さらに法的効力に確実を期すためには、公証人による内容・形式両面のチェックがある公正証書遺言を利用した方がいいでしょう。

#### ◆良い点はお値段と死亡時の通知制度

しかし、公正証書遺言が効力の点では安心確 実とはいえ、やはり手数料が高いです。自筆証 書遺言の保管手数料 3,900 円と比べると、公正 証書遺言は、最低でもその 10 倍はかかります。

また、公正証書遺言にはなく、自筆証書遺言の保管制度だけにある素晴らしい仕組みが、前述の死亡時の通知制度。これは、自筆証書遺言の保管制度を利用した遺言者が死亡した場合に、生前に指定していた推定相続人、受遺者、遺言執行者等のうちひとりに対して相続発生を知らせる制度です。今までなかった画期的な制度です。

死亡時の通知制度があるので、相続人らが遺言書の存在に気付かないままで相続手続を進めてしまう事態を避けられるのです。

#### ◆まずは気楽に遺言を作ってみる

ハードルが高い公正証書遺言に比べて、自筆 証書遺言の保管制度の価格なら使ってみよう と思う方が増えるかもしれません。遺言書も、 まずはお試しで作ってみることが大事。

遺言は遺書ではありません。遺言書は元気なうちしか作れません。遺言というと高齢になってからと考えがちですが、子どものいない夫婦などは若いうちから作っておいた方がいいです。遺言書は何度でも作り直していいのですから、思い立ったら、まずは気軽に作ってみることがオススメです。

#### ~当事務所よりひと言~

弁護士にして、相続診断士、終活アドバイザーであるわたし。相続に関する新しい動きには、 即応できる士業でありたいものです。

遺言書が1通あるだけで、相続紛争はグッと減ります。悲しい骨肉の争いも無くせます。残された相続人にとって、面倒な相続手続の手間も省けます。

わが国の遺言利用は低調ですが、自筆証書遺言の保管制度のスタートで、もっともっと遺言が活用されることを期待しています。